

通報者保護法に基づく通報

測定 平成26年10月1日

(1) 公益通報制度の概要

- ・ 通報できる方
公益通報者保護法の規程により、弊社の従業員、お客様、協力会社等、直接の契約関係に基づき弊社の事業に従事している事業者の労働者にとされています。
- ・ 通報受付対象となるもの
弊社の役職員等(弊社の取締役、監査役、従業員、その他臨時の従業員)の業務に関する法律・政令・省令(規則)・条例に違反する行為。
- ・ 通報対象外となるもの
個人的なトラブルによるもの
業務外の私生活上の違反等
誹謗・中傷に該当するもの
専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
具体的根拠に乏しいもの
- ・ 通報の方法
本社へ通報してください。
顕名通報(氏名、連絡先を明らかにした通報)が原則となりますが、匿名で通報することもできます。通報事実を裏付ける資料、証拠があれば、通報時にご提出・ご連絡ください。
- ・ 通報者の保護
通報者に対する不利益取り扱い等は禁止されています。また、通報者情報や通報内容・調査結果の情報は、秘密として取り扱われ、通報処理以外の目的では使用されません。
- ・ 通報者への連絡
お送りいただいた通報につき
調査を開始するか否かを決定した際には、通報を受け付けた窓口よりご連絡致します。また、通報対象事実の確認や調査の為、弊社よりご連絡し、詳細をお伺いする場合があります。
なお、調査結果については、個人のプライバシーに抵触したり業務上の秘密事項に該当する可能性のある場合等は、ご連絡できないことがあります。
※匿名通報については、原則として通報を受領したことのみを通知(返信可能な場合のみ)し、調査結果や是正措置等については連絡しません。